



12月は「STOP 滞納!! 県下一斉徴収強化月間」です

問い合わせ 納税課 (☎内線 334・335・366)

税金は、医療や福祉、教育、ごみ処理、道路の整備など私たちの生活を支えている貴重な財源です。納税は「国民の義務」であり、納期限内の納付が原則です。

税金の滞納は、納期限までに納付した人との間に不公平が生じるだけでなく、市の財政を圧迫するなどの大きな影響を及ぼします。

納期限が過ぎても市税などを納付していない人は、早急に納めてください。また、納期限を過ぎても市税などを納められない場合は、課税された市税などのほかに滞納期間に応じた延滞金を納めなければなりません。

納期限一覧表 ※納め忘れはありませんか。確認する際に印を付けるなどしてご活用ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

滞納処分を強化しています

12月を「県下一斉徴収強化月間」として、滞納者の財産の差押などの滞納処分を強化しています。

皆さんの納税および徴収への理解を促進し、新たな滞納防止を図り、市税などの徴収率の向上と滞納の縮減に取り組んでいます。

平成29年度滞納処分実績

～平成29年度は**791件**の差押を執行～

納期限までに納付がない人に対して、督促状や催告書などを発送しています。

再三の催告にも関わらず納税意思のない滞納者に対しては、地方税法などに基づき、財産調査を

を行い、預貯金や給料などの債権、不動産、自動車などの差押を実施しています。

また、自宅や店舗などに訪問し捜索を行い、動産などの差押も実施しています。

差押後は換価（金銭にかえること）を行い、滞納している税金に充てることとなります。

滞納処分件数

財産区分	件数
預貯金	447件
生命保険	32件
給料	163件
国税還付金	8件
その他	141件
合計	791件

早めの納税相談を！

滞納処分は、事前に電話連絡などをすることなく執行します。「少しぐらい大丈夫」など安易に判断することなく、納付をしてください。

病気や特別な事情から納期限までに納付が困難な場合は、納税課までご相談ください。生活状況などから、完納に向けた納付計画のご相談に応じます。



捜索の例



タイヤロックの例